

はね丸ファンクラブ会則

(名称)

第1条 この会は、はね丸ファンクラブ（以下「ファンクラブ」という。）と称する。

(目的)

第2条 ファンクラブは、筑後市PRキャラクターのはね丸、パネコ、ポネコ及び筑後市の情報発信を図り、筑後市全体の知名度を向上させることを目的とする。

(運営)

第3条 ファンクラブの運営は、筑後市商工観光課が行う。

(会員)

第4条 ファンクラブの会員は次の2種とする。

- (1) 個人会員 ファンクラブの趣旨に賛同する個人。
- (2) 団体会員 ファンクラブの趣旨に賛同する事業所及び団体等。

(入会)

第5条 前条の会員となることを希望する個人及び事業所等は、市商工観光課に入会申込書を提出しなければならない。

2 入会審査及び承認は、商工観光課が行う。

(有効期限)

第6条 会員の有効期限は、平成31年の3月31日までとする。

(特典)

第7条 個人会員の特典は次のとおりとする。

- (1) 会員証の発行
- (2) キャラクター参加イベントの情報享受
- (3) 限定ポストカードの送付

2 団体会員の特典は次のとおりとする。

- (1) 会員証の発行
- (2) キャラクター参加イベントの情報享受
- (3) 着ぐるみの優先予約

(会費)

第7条 入会金及び年度会費は当分の間、無料とする。

(退会)

第8条 退会は、会員の届出により商工観光課が承認する。

(会員資格の取消)

第9条 会員が次の各号いずれかに該当するときは、会員資格を失うものとする。

- (1) 本会則に違反した場合
- (2) その他、会員として不相当であると商工観光課が認める場合

(補則)

第10条 この規約に定めるもののほか、ファンクラブの運営に関して必要な事項は、商工観光課が別に定める。

附則

(施行期日)

この会則は、平成25年5月23日から施行する。

(施行期日)

この会則は、平成28年4月1日から施行する。